

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月、同年9月及び49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月及び同年9月
② 昭和49年4月

A年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。申立期間については、強制加入の対象期間であり、これまでも、請求されたものについてはすべて納付してきているため、申立期間についても納付していることは明白であり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、厚生年金保険加入記録（B事業所：昭和47年11月6日資格取得、49年4月1日資格喪失）が見つかり、平成2年6月28日付けで資格記録の訂正処理がなされており、その処理に伴い生じた未納期間であることが確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持している国民年金手帳（昭和47年10月30日付けC県発行）により、上記記録訂正前のものとして国民年金資格取得日が昭和47年10月1日、同資格喪失日が48年4月1日との記入が確認できる上、昭和47年度国民年金印紙検認記録欄には、47年9月の欄に「この月まで納不要」とのゴム印が押されており、当該手帳においても、申立期間当時、申立期間は、国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から2年7月1日まで
平成元年1月にA事業所に入社し、月給16万円でB業務に従事していたが、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録によると、同年4月に経営者がC社からD社に変わった際に、16万円から14万2,000円に下がっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所については、申立期間当時、C社からD社に譲渡されたことが同僚の供述等により確認できるところ、オンライン記録においても、A事業所に勤務していた者の厚生年金保険被保険者記録は、平成元年4月1日にC社において喪失し、同日にD社において取得していることが確認できる。

一方、平成元年4月1日に、申立人の標準報酬月額は16万円から14万2,000円に下がっているが、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者記録がC社からD社に移ったことが確認できる17人（申立人を含む。）のうち、同日に標準報酬月額が下がった者は申立人のほかに2人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり下がっているとまでは言えない。

また、申立期間当時の厚生年金保険料の控除状況等について、A事業所の同僚17人、申立期間当時のD社の取締役4人及びD社本社の社会保険事務担当者2人の計23人に対し照会したが、回答があった13人から具体的な供述は得られなかったほか、上記の申立人と同様にD社に転籍後に標準報酬月額が下がっている2人は、1人は故人で、ほか1人は回答を得られなかった。

さらに、平成元年4月1日にC社からD社に転籍している厚生年金保険

被保険者 17 人（申立人を含む。）に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しているほか、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた痕跡も認められない。

このほか、D社は平成 17 年 9 月に解散しているため、当時の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月から36年5月まで
昭和34年8月にA社B営業所に入社して、長距離便の運転手として3万円の給料をもらって勤務したが、申立期間における標準報酬月額が3万円に満たない記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の当時の所長から「月給3万円を支給するから来ないか」と誘われて、申立期間前に勤務していた会社からA社に転職し、実際に3万円の手当を受けていた。」旨供述しているところ、申立人が同社入社後に乗務した長距離便の正運転手の同僚は、「申立期間当時、長距離便には正運転手と副運転手が乗務しており、申立人は副運転手であった。長距離便の運転手には、基本給、長距離手当、荷物量による歩合給、食事代等が支給され、私の場合、基本給は約2万5,000円で手当等を合わせると月に4、5万円の収入があった。正運転手と副運転手との間の給料については、基本給の差はあったかもしれないが、手当の額には大差はなかった。」旨供述していることから、申立人が申立期間当時、手当等を含めて月額3万円の収入があった可能性は否定できない。

しかしながら、申立人のA社での標準報酬月額は、資格取得（昭和34年8月20日）当初の9,000円から、昭和35年8月に2万2,000円、同年12月に2万6,000円と増加しており、これは同時期に入社した長距離便の運転手の同僚3人の標準報酬月額とほぼ同等に推移していることから不自然とは考え難く、同僚のうち一人は、申立人と同様に標準報酬月額が資格取得時（昭和34年11月5日）の9,000円から、昭和35年8月に2万6,000円と推移している上、当該同僚は、「私の年金記録に間違いはない。また、申立人と私はほとんど同じ待遇であった。」旨供述している。

また、申立期間当時の営業担当者は、「申立期間当時、A社では、入社から半年程度は見習い期間であり、当該見習い期間における給与は日給制である上、正社員よりも低い給与水準であった。」旨供述している。

さらに、申立人は給与明細書等申立期間の厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を所持しておらず、A社も当時の賃金台帳等を既に破棄しており、申立人が主張する給与額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から52年2月1日まで
A社でB担当として勤務していた昭和51年8月から52年1月までの間、月給は40万円程度であったはずなのに、国（厚生労働省）の記録によると標準報酬月額が30万円となっているので、当時の標準報酬月額の上限額である32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社にほぼ同時期に入社し役職及び給料が同じ待遇で推移したとして申立人が名前を挙げた同僚は、オンライン記録によると、申立人とほぼ同様に標準報酬月額が推移しているとともに、申立期間における標準報酬月額は、申立人と同じ30万円となっている。

また、申立人から提出された「市民税・県民税通知書（昭和51年度）」を検証しても、申立期間当時に申立人の月給が40万円程度であったとは確認できない。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険料の控除状況等について、A社で厚生年金保険の被保険者となっている同僚4人（上記同僚を含む。）に対し照会したが、具体的な供述は得られなかった。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しているほか、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた痕跡も認められない。

このほか、A社の継承会社であるC社には、当時の賃金台帳等の関連資料は無い上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月6日から27年8月21日まで
A社に昭和26年1月6日から27年8月20日まで臨時工として、27年8月21日から29年7月31日まで正社員として勤務していたが、臨時工の期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは、同僚等の供述により推認される。

しかしながら、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、昭和27年8月21日に資格取得、29年8月1日に資格喪失と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期に厚生年金保険に加入している同僚に照会したところ、そのうち3人が、「臨時工の期間は、厚生年金保険に加入していなかった。テストを受け正社員になった後厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、申立人も、当初臨時工として入社したが、昭和27年に試験に合格し、正社員となったとしており、申立人は27年8月21日に厚生年金保険の資格を取得していること及び同僚の供述から判断して、申立人の厚生年金保険の加入記録は不自然とは言い難い。

このほか、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。